

静岡県訓令甲第1号

本 庁
出先機関
教育委員会
警察本部

静岡県公舎管理規程（昭和31年静岡県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

様式第1号及び様式第2号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この訓令甲は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県公舎管理規程の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている借用証書は、改正後の静岡県公舎管理規程の相当する様式により提出された借用証書とみなす。
- 3 この訓令甲の施行の際現に旧様式により作成されている台帳及び用紙は、当分の間、調整して使用することができる。